



(事業主の方へ)

# 被災地の復興につながる産業分野の中小企業事業主の皆さんへ

県外の大学院などで労働者に高度な研修をさせた場合  
その費用を助成します!

**東日本大震災の被災地の復興に資する産業分野の事業を行う中小企業事業主が、雇用する労働者を中核的人材に育成するため、高度な研修・訓練（以下「研修等」という）を県外の大学院や研究機関等で受けさせた場合に、その受講料や住居費の一部を助成します。**

「成長分野等人材育成支援事業（奨励金）」を拡充して支給します。

※ 健康、環境分野および関連するものづくり分野において、期間の定めのない従業員を雇い入れ、または他の分野から配置転換し、Off-JT（通常の業務を離れて行う職業訓練）を実施した事業主に対して、訓練費用の助成を行う制度。

## 奨励金支給対象事業主の主な要件

1. 雇用保険の適用事業主であること
2. 次の①から④に該当する中小企業事業主であること
  - ① 事業所が岩手県、宮城県、福島県に所在すること
  - ② 期間の定めなく雇用する労働者を、**県外の大学院や研究機関等で3か月以上2年内**の期間、研修等を受講させる事業主であること
  - ③ ②の研修等は、**震災の復興に資する産業分野**に関連するものであること
  - ④ 研修等を受講させるため、対象労働者の住居を移転(単身も可)させ、住居費を負担すること

## 支 給 額

- 事業主が負担した**研修等に要する費用**（対象者1人につき年間**50万円**を上限）
- 事業主が負担した**住居費の3分の2**（対象者1人につき年間**40万円**を上限）

支給対象となる訓練経費・研修等の内容・手続きについては、裏面をご覧ください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク



日本はひとつ  
しごとプロジェクト

## 職業訓練計画

### 奨励金の支給を受けるには、事前に職業訓練計画を作成していただきます。

奨励金の支給を受けようとする対象労働者ごとに職業訓練計画を作成します。1人の労働者が1つの訓練計画につき受講できるのは1コースのみです。

職業訓練計画を立てる場合、主に以下の要件を満たすことが必要です。

1. **県外の大学院や研究機関等**の先進的な訓練機関における研修等であり、対象労働者の転居を伴うものであること
2. **被災県の復興に資する産業分野**に関する研修等であること  
※ 事業所が所在する県の復興計画（岩手県東日本大震災津波復興計画、宮城県震災復興計画、福島県復興ビジョン）に沿った産業分野に属するもの。不明な場合はお問い合わせください。
3. 1コースの訓練期間が**3か月以上2年以内**であること
4. 社会人向けコース(夜間や土日休日を中心としたコース)は対象外であること
5. 遅くとも平成25年3月31日までに職業訓練計画を作成して受給資格認定申請を行い、その提出日から**6か月以内**に研修等を開始すること

<注意> 趣味・教養や、職業人に共通のスキルを身につけるもの、講演会など訓練に直接関連しない内容のものは、この奨励金の対象になりません。

## 支給対象となる訓練経費

下記の経費が奨励金の対象となります。

### ◆研修等に要する費用…受講に際して必要となる授業料、入学料、教科書代など

※あらかじめ受講案内などで必要と定められているものに限ります。

→ このうち事業主が負担した額を支給（対象者1人につき年間50万円を上限）

### ◆住居費…受講に際して必要となる住居費、寮費など

※引越し費用、敷金・礼金などの初期費用は含まず、家賃額のみが対象です。

→ このうち事業主が負担した額の**3分の2**を支給（対象者1人につき年間40万円を上限）

○ 奨励金の支給額は、訓練期間の月数によって上限が決まっています。

○ 対象労働者が、研修等を修了または総訓練時間の8割以上を受講していることが必要です。

## 受給手続きの流れ

職業訓練計画を作成し、  
労働局またはハローワークに提出（※）

労働局が  
職業訓練計画  
を認定

職業訓練計画  
に基づき訓練  
を実施

訓練終了後2か月以内に  
労働局またはハローワークに支給申請し、受給

※ 職業訓練計画の審査には時間がかかりますので、訓練開始1か月前までに申請してください。

**【注意事項】** この奨励金は、「キャリア形成促進助成金」など職業訓練を対象とする他の助成金と同一の事由で同時に支給を受けることはできませんので、ご注意ください。

**◆詳細は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。**